

警 視 庁 公 安 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	1 年 (令和 9 年 3 月 31 日まで)
有 効 期 間	二 種 (令和 8 年 3 月 31 日まで)

警察庁丁備企発第176号、丁外事発第125号
丁公発第65号、丁国テ発第152号
令和 7 年 6 月 1 1 日
警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局外事情報部外事課長
警察庁警備局公安課長
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長

緻密かつ適正な捜査の徹底について（通達）

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）において輸出が規制されている噴霧乾燥器について、経済産業大臣の許可を受けずに中国等に輸出したとして、警視庁公安部が実施した捜査に係る国家賠償請求訴訟については、本年5月28日、東京高等裁判所において、当該捜査における逮捕や取調べ等が違法であったなどとする内容の判決が言い渡され、本日、警視庁は上告等しないこととしたところ、警察としては今般の判決を重く受け止める必要がある。

公安部門においても、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）等の各種法令と証拠に基づき、緻密かつ適正に捜査が行われなければならないことは当然である。部下職員に対し、改めて適切な捜査活動の必要性を認識させるとともに、捜査を行うに当たっては、貴職を始めとする幹部が十分な捜査指揮を行うようにされたい。

また、警視庁においては、こうした状況を受け、本日付けで検証チームを設置し、当該捜査における問題点を検証し、再発防止策を取りまとめることとした。警察庁としても、その結果も踏まえ、今後の捜査における留意点や再発防止策を取りまとめ、追って各都道府県警察に対して必要な指示を行うこととしているので、警察庁と緊密に連携の上、適切に対応されたい。